

事 務 連 絡

平成22年 3月19日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成22年2月8日付事務連絡「新型インフルエンザ A(H1N1)に係る国内産ワクチン第10回出荷及び輸入ワクチンの初回出荷等について」において、新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン10 mLバイアル製剤の引き上げ等について示したところです。

今般、ワクチンの需要状況及び流通在庫の状況に鑑み、1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤も10 mLバイアル製剤と同様に引き上げを行い、当面、販売業者において保管し、必要に応じ、他の都道府県への再配分等を検討しています。

ついては、下記事項に留意の上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、関係者へ別添（写）のとおり事務連絡を発出したことを申し添えます。

記

- 1 1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫について、卸売販売業者（以下「卸業者」という）から販売業者（以下「販社」という）へ引き上げるにあたっては、事前に卸業者から協議を求められた場合、適切に対応されたい。
- 2 必要に応じて、卸業者に対して1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の提示を求められたい。
- 3 卸業者は流通在庫として保管している1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤について、販社に対し、1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げ本数を登録の上、送付すること。
 - ・ 販社は厚生労働省に対して、3月26日（金）までに、引き上げ本数を登録する

こと。

- ・ このため、卸業者は販社の設定する締め切り期限内に引き上げ本数の登録、送付等を行うこと。
- ・ 卸業者が販社へ送付する際は、保冷品として送付することとし、取扱いに注意すること。厚生労働省は、外箱が破損している場合等、再度流通させることが不可能なものについて、販社から引き上げ品として受け付けることが不可能であることに留意すること。
- ・ また、卸業者は、流通在庫の引き上げ分であることを明示の上、販社へ送付すること。
- ・ 厚生労働省は、3月27日（土）以降における販社からの、引き上げ本数の登録を受け付けることは不可能であることに十分留意すること。



事 務 連 絡
平成22年 3月19日

(社) 日本医薬品卸業連合会 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成22年2月17日付貴会宛事務連絡「新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 10 mLバイアル製剤の交換、流通在庫の引き上げ等について」において、新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 10 mLバイアル製剤の引き上げ等について示したところです。

今般、ワクチンの需要状況及び流通在庫の状況に鑑み、1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤も10 mLバイアル製剤と同様に引き上げを行い、当面、販売業者において保管し、必要に応じ、他の都道府県への再配分等を検討しています。

ついては、下記事項に留意の上、貴会所属の会員に周知徹底等をお願い申し上げます。

なお、関係者へ別添（写）のとおり事務連絡を発出したことを申し添えます。

記

1. 1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫を、販社へ引き上げるにあたっては、事前に都道府県と協議を行った上で、実施すること。
2. 都道府県より1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
3. 流通在庫として保管している1 mLバイアル製剤並びに0.5 mLシリンジ製剤については、販社に対し、1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げ本数を登録の上、送付すること。
 - ・ 販社は厚生労働省に対して、3月26日（金）までに、引き上げ本数を登録すること。
 - ・ このため、卸業者は販社の設定する締め切り期限内に引き上げ本数の登録、送付等

を行うこと。

- ・ 販社へ送付する際は、保冷品として送付することとし、取扱いに注意すること。厚生労働省は、外箱が破損している場合等、再度流通させることが不可能なものについては、販社から引き上げ品として受け付けることが不可能であることに留意すること。
- ・ また、流通在庫の引き上げ分であることを明示の上、販社へ送付すること。
- ・ 厚生労働省は、3月27日（土）以降における、販社からの引き上げ本数の登録を受け付けることは不可能であることに十分留意すること。



事 務 連 絡
平成22年 3月19日

(社) 細菌製剤協会 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 1 mLバイアル製剤及び 0.5 mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成22年2月17日付貴会宛事務連絡「新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 10 mLバイアル製剤の交換、流通在庫の引き上げ等について」において、新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン 10 mLバイアル製剤の引き上げ等について示したところです。

今般、ワクチンの需要状況及び流通在庫の状況に鑑み、1 mLバイアル製剤及び 0.5 mLシリンジ製剤も 10 mLバイアル製剤と同様に引き上げを行い、当面、販売業者において保管し、必要に応じ、他の都道府県への再配分等を検討しています。

ついては、下記事項に留意の上、貴会所属の会員に周知徹底等をお願い申し上げます。

なお、関係者へ別添（写）のとおり事務連絡を発出したことを申し添えます。

記

1. 厚生労働省に対して、卸売販売業者（以下「卸業者」という）が流通在庫として保管している 1 mLバイアル製剤並びに 0.5 mLシリンジ製剤の引き上げ本数を登録すること。
 - ・ 厚生労働省に対して、3月26日（金）までに、引き上げ本数を登録すること。
 - ・ このため、上記期限までに厚生労働省へ確実に登録できるよう、卸業者に対して期限を設定し、引き上げ本数の登録、送付等を依頼すること。
 - ・ 卸業者より送付を受ける際は、保冷品として送付するよう依頼し、取扱いに注意すること。
 - ・ 厚生労働省は、外箱が破損している場合等、再度流通させることが不可能なものについては、引き上げ品として受け付けない。
 - ・ また、引き上げ分であることを明示の上、送付するよう卸業者に対して依頼すること。

- ・ 厚生労働省は、3月27日（土）以降は、引き上げ分本数の登録を受け付けない。

2. 卸業者の流通在庫から引き上げた1 mLバイアル製剤及び0.5 mLシリンジ製剤については、必要に応じ、他の都道府県等への再配分を検討していることから、適切に保管すること。